

# 第1部 コロナ危機からの脱炭素で持続可能な社会づくりを目指して

## 第1章 コロナ危機と脱炭素社会への移行

### 1 京都府内における新型コロナウイルス感染症拡大の影響、意識の変化

新型コロナウイルス感染症の影響は、経済活動をはじめ、日常生活・働き方から地域社会に至るまであらゆる分野に及んでいます。

京都府内の経済活動の面で見ると、令和2(2020)年の各月の電力需要量は、コロナ禍以前の令和元(2019)年各月と比べ減少傾向となっています(図1-1-1)。また、令和2(2020)年度における主な在来線区間の利用者は、前年度比で3~4割減少しており(図1-1-2)、京都縦貫自動車道(京都高速道路公社管理区間)の日平均交通量は前年度比で2割弱減少しています(図1-1-3)。

働き方についてみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、テレワークやウェブ会議システムの利用が急速に拡大しています。京都府内に居住する就業者のテレワーク実施率は、令和3(2021)年にはコロナ禍前の令和元(2019)年12月に比べて倍増し、就業者全体の約3分の1がなんらかの形でテレワークを利用しています(図1-1-4)。一方、在宅時間の長時間化による家庭でのエネルギー消費量の増加や宅配サービス等の利用増加に伴う物流(運輸)部門でのエネルギー消費量の増加が見込まれています。

このように新型コロナウイルス感染症拡大は、経済活動の停滞を引き起こすとともに、感染症拡大防止のための外出自粛や在宅勤務の実施など、人々の働き方やライフスタイルを大きく変化させており、家庭・業務・運輸に至る多くの部門のエネルギー消費・CO<sub>2</sub>排出量に大きな影響を及ぼしていると考えられます。

また、消費者の意識や行動にも変化を及ぼしていると考えられています。

国内の消費者アンケート調査では、コロナ禍の暮らしの中で、電力量やごみの量は昨年よりやや増加傾向にある一方で、食品ロス削減や省エネ、節水などに気をつけるようになる等、環境問題への意識や行動に前向きな変化が起きていることも上げられています(図1-1-5)。

さらに、テレワークなどライフスタイルや働き方が多様化していることを背景に、騒音をはじめ**公害\***苦情の件数が増加する傾向にあり、これも新型コロナウイルス感染症拡大が及ぼす社会への影響と考えられます(図1-1-6)。

図1-1-1 京都府内の月別電力需要量(出典:資源エネルギー庁「電力調査統計」より府作成)

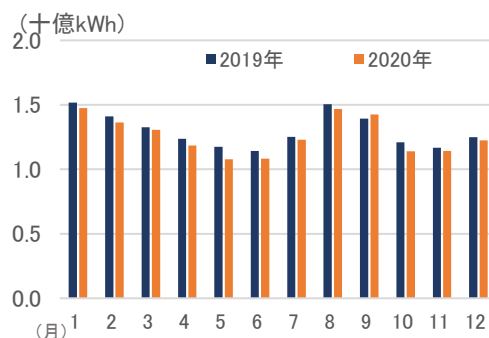


図1-1-2 在来線区間別の平均通過人員(出典:JR西日本HPより府作成)

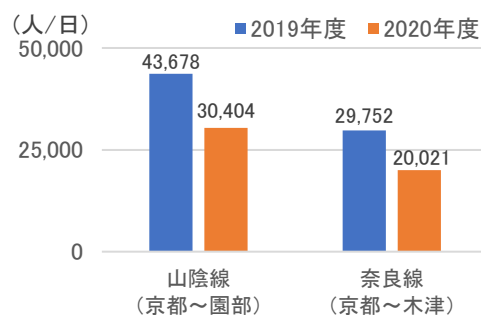


図1-1-3 日平均交通量(出典:京都高速道路公社HPより府作成)

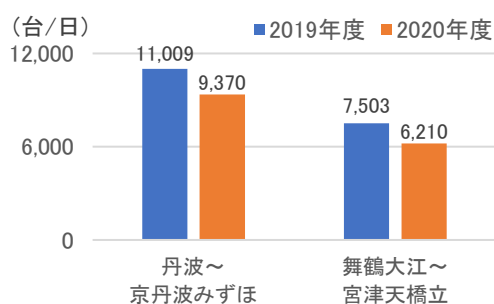


図 1-1-4 京都府内在住の就業者のテレワーク実施率

(出典：内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より府作成)

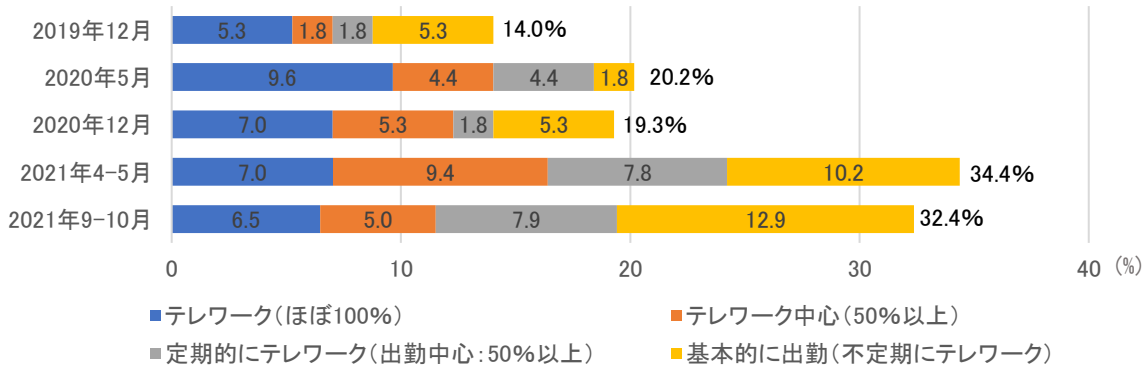


図 1-1-5 コロナ流行語の環境問題への意識や行動の変化の内訳

(出典：(公財)旭硝子財団 第2回日本人の環境危機意識調査(令和3(2021)年8月))

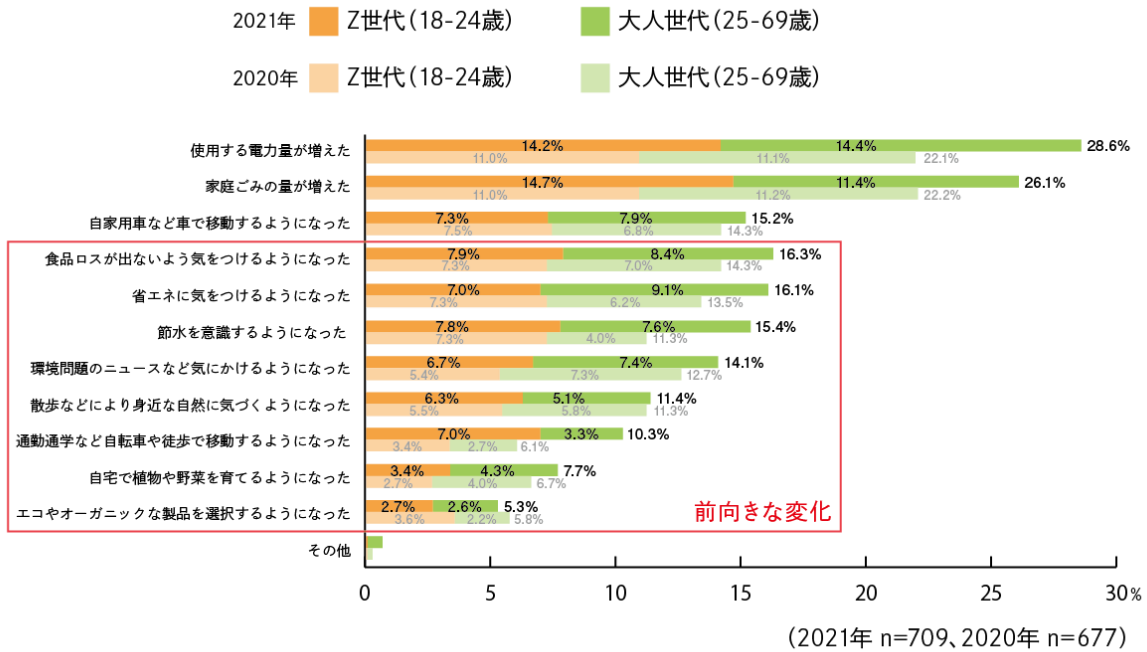
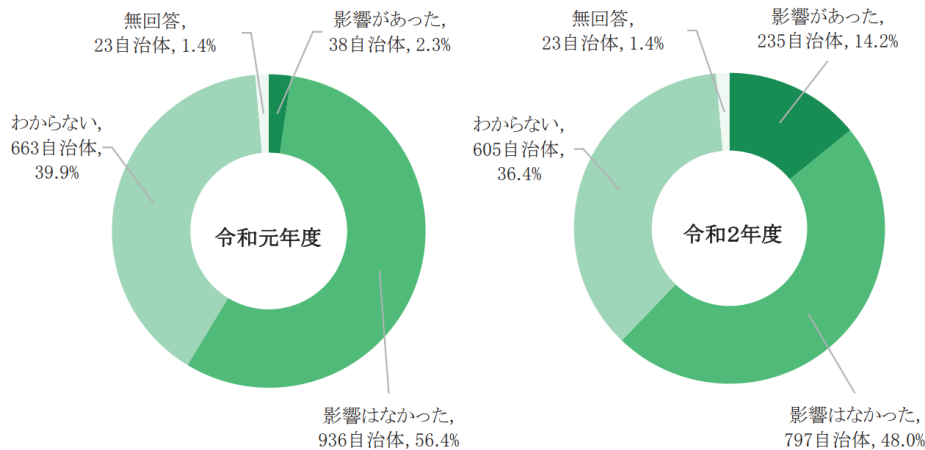


図 1-1-6 公害苦情処理における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響(令和2年度)

(出典：令和2年度公害苦情調査結果報告書(総務省公害等調整委員会事務局、令和3年12月))

<新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響>

n=1,660 自治体



## 2 WITHコロナ・POSTコロナを見据えた脱炭素社会の実現に向けて

国連環境計画の報告書（「Emissions Gas Report 2020」）によると、コロナ危機は世界の**温室効果ガス\***排出量を短期的には減少させる機会を与えたが、各国が強力な脱炭素策を組み込んだ経済回復対策をとらない限り、令和 12（2030）年までに排出量を大きく減少させることには寄与しないであろう、と述べています。

コロナ禍の中、これまで進んでこなかったテレワーク等のデジタル化が急速に進むなど、社会の変化の兆しも表れてはいますが、令和 32(2050)年カーボンニュートラルの実現に向けては、積極的な地球温暖化対策を通じた産業や社会の変革は喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の中、令和 3（2021）年 8 月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は「第 6 次評価報告書第 I 作業部会報告書（自然科学的根拠）」の政策決定者向け要約を公表し、「人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」ことを初めて断言しました。

また、この公表の後に開催された「国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）」において、「グラスゴー気候合意」が採択され（令和 3（2021）年 11 月）、工業化以前からの世界全体の平均気温の上昇を 2℃よりも 1.5℃に抑えることが気候変動の悪影響を回避するためには望ましく、気温上昇を 1.5℃に抑える努力を追求することが確認されたところです。

府においても、パリ協定が求める気温の上昇を 1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和 2（2020）年 2 月に「令和 32(2050)年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言（ゼロカーボン宣言）し、その目標の実現に向けて、令和 2（2020）年 12 月に京都府地球温暖化対策条例等を改正、令和 3（2021）年 3 月に京都府地球温暖化対策推進計画を改定したところですが、コロナ禍における社会構造の変化や行動変容等も踏まえつつ、府民、事業者、NPO 等、多様な主体と連携・協働しながら、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくこととしています。

また、府内では、10 市町（京都市、与謝野町、宮津市、大山崎町、京丹後市、京田辺市、亀岡市、福知山市、綾部市、城陽市（宣言順））がゼロカーボン宣言を表明し（宮津市、与謝野町は「気候非常事態宣言」も表明済）、**再生可能エネルギー\***の率先導入や利活用、事業者や住民への独自支援など、脱炭素社会の実現に向けた様々な取組が実践され始めています（図 1-7）。

今後、生活様式や企業活動等が、どのように変化していくかは不透明なところもありますが、コロナ危機を新しい社会をつくるきっかけとして、新しい生活様式等への変化も活かしながら、環境や人・社会に配慮した健康で心豊かなライフスタイルや、自然と調和した社会の仕組みへの転換を図り、持続可能な脱炭素社会の構築を目指してまいります。

図 1-1-7 表明自治体の主な取組等

(出典：環境省ウェブサイト「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」、各市町へのヒアリングにより府作成)

